

# 組織と個人の関係⇨コミュニケーションの再構築は可能か？

## 西部忠

1 イラク人質問題に見る国家と国民

——自己責任・自己負担論の薄っぺらさ

この頃、いろいろなレヴェルで組織と個人の関係が大きく変化しつつあると実感する。

まず、国家と国民の関係。イラクにおける日本人人質問題では、政治家・官僚の中に、人質やその家族を批判する根拠として「自己責任論」を持ち出す者が少なくなかった。そうした声は、マスコミやインターネットの掲示板などを通じて、急速かつ広範に国民の中にも広がった。その主旨は、「退避勧告が出されていたにもかかわらず、イラクに入国して人質になったのは自分らの責任ではないか。自身の安全を自ら守るよう努めよ、自分で責任を負えないような事態になるような行動を慎め」というようなものであった。

しかし、この議論を徹底すればどうなるか。そう考えた者はそれほど多くなかったように思える。自己責任論を、個の自律と確立を前提とする個人主義的理念として語るならば、国はリスクを承知のうえでこのような無謀な行動をとった人質たちを助ける必要はな

い、彼らは事前に民間の警護サービスを雇ってもよかつたのだから、と主張しなければならないはずだ。このような理由で、国が人質救出を実際に放棄するならば、自己責任論は首尾一貫したものになるだろう。だが、本気でそんなことを主張した人はいなかつたし、政府もそのつもりは毛頭なかつたはずだ。仮にそんなことになれば、日本は国際的には非人道国家というレッテルを貼られ、国内でも猛烈な非難を浴び、現政権が吹っ飛んでしまうのは火を見るより明らかだからだ。

なぜか。国とは、思想信条やリスク態度の違いに関わりなく、国民の生命・身体を国内外のあらゆる武力や暴力から保護することを責務としている、そして、警察や軍隊（自衛隊）とはそのためのものだと考えるのが、今日の国際社会の常識だからだ。つまり、日本国憲法には国民の義務しか記載されていないにしても、あらゆる国民の無差別な保護は国家の重要な義務なのである。そして、そこにこそ、国民共同体が政治的國家と合体し、近代國家が成立した根拠がある。もしそれを放棄するなら、国が対外的・対内的に体现す

ると想定されている共同性を自ら否定することになり、国家は崩れてしまう。日本国民のほとんどは、自分が日本人なのは生まれた所が日本だったから、あるいは、親が日本人だったからだと、ごく当然のように考えている。こうした「共同幻想」によってではなく、自己の意志で日本を選択し、日本と「社会契約」を結んだことにより日本国民になった者など、ほんの一握りにすぎないであろう。日本はこうした自然発生的な共同幻想に基づく点で、独立革命をイギリスと戦うことで植民地という地位を脱し、移民の国として建国されたアメリカとは根本的に異なる。

もし自己責任論を唱えるならば、同時に個人の選択の自由を最大限に尊重すべきであつて、命を賭して自分の信じるところを行なおうとした人質たちの主体的決断を厳粛に受け止めなければならぬ。アメリカのパウエル國務長官ですら、「危険を冒す人がいなければ社会は進歩しない。日本人は崇高な目的のために進んで危険に身を晒した人々を誇りに思うべきだ」(★01)と述べ、彼らの人道的活動を肯定的に評価しているのは、この点を認識しているからだ。しかしながら、日本における「自己責任論」は、国家をムラと見なし、「自己」を「国家」ムラの掟を守らない身勝手な個人」と解釈したうえで、ムラにおける排除を正当化するための論理として機能してしまつた。しかも、それはまた、政府によつて、国家「ムラ」の掟を守るよう同調圧力を加え、それに従わない者には「村八分」のような社会的制裁を加えるぞと恫喝するために都合よく利用されただけだ。どこにも個人を国家と同程度に尊重しようなどという理念は見あたらないのである。

だから、結局のところ、救助費用を自己負担させろ、救助費用を公表せよ、という声が拳がただけに止まつたのだ。もちろん、こ

の種の社会的制裁としての自己負担論ですら本気で唱えられたとは思えない。これもまた、自衛隊撤退を政府に求めた「傲慢な」人質やその家族を沈黙と謝罪に追い込み、彼らを英雄視しつつあつた世論を抑制することで、イラク戦争や自衛隊派遣に反対する国民やNGOを強く牽制することを目的とした政治的術策にすぎなかつた。あるいは、「本人や家族も迷惑をかけたことを謝罪しているのだから、費用負担まで求めなくともよい、大目に見ようではないか」と、国民共同体の家父長的寛大さをことさらに演出するための小道具として利用されただけであつた。

政府の言うことを聞かない人質を非難するために個人の自己責任・自己負担論を持ち出した人々は、そうした論理を真に追求するならば、自らが心情的に同一化しようとした国家の自己解体が導かれるといった矛盾をどの程度認識していたのかはわからない。だが、こうした薄つぺらで、都合主義的な自己責任・自己負担論がいつも容易に流通し、一定の賛同を得てしまうという事実こそ、国家についての国民の意識の変化がある。無論、国家の国家たる所以は、国際社会におけるその地位を抜きにして、その国民と国家の共同幻想の関係だけでは語れない。むしろ、戦争や日本人拉致問題において、私たちは否応なく、アメリカ、EU、中国や北朝鮮など他の諸国との経済・軍事・政治的關係という地政学的視点から、日本国家をより現実的に見るよう強いられている。にもかかわらず、こうした類の自己責任論が瀾漫する(びまん)のは、結局、多くの国民が抱く国家像が、他の諸国家との対外関係を反映する外向的な側面よりも、国民と国家の關係に依存する内向的なものでしかないからであろう。なぜそうなるのか。ここ十年以上、中央政府は長期不況、財政赤字、超高齢化、年金といった国内問題を少しも解決できなかったばかりか、

事態を悪化させてきたようにしか見えない。このため、国民のあいだに国をもはや当てにすることはできないという意識が生じ、国への帰属意識の低下が生じて、中途半端な個人主義が漠然と蔓延しているからではないか。だから、足りない部分を補うべく、対外問題でも国民からの人気とりのためのパフォーマンスが横行するのだ。

## 2 帰属意識の低下と個人による内部告発

しかし、組織の対外的意識の欠如、対内的統治における無能力から生じる、個人の組織・集団への帰属意識の弱まりは、国家よりも下位の地方行政や企業ではさらに顕著に見られる。一九九〇年代以降、企業や行政が行なった不正行為を偽装・隠蔽して、後に、それが露見するといったケースが後を絶たない。

まず、証券会社による損失補填や飛ばし、銀行による不良債権の過少申告が報じられた。その後、雪印の牛乳食中毒・牛肉偽装、日本ハムの国産牛肉偽装、東京電力の原発トラブル隠し・記録改竄、三菱自動車による欠陥車のリコール隠し・虚偽報告、浅田農産の鳥インフルエンザ隠しなど、企業の組織ぐるみの詐欺、事実隠蔽、虚偽報告が相次いだ。食品や自動車は消費者の健康や生命に直結する商品であるにもかかわらず、経営者は、消費者の安全や信頼を顧みることなく、企業の利益や存続を優先した。いずれの企業も消費者や流通・小売業者によるポイントによって経営が悪化し、事業の再編や再生を余儀なくされ、消費者、投資家、地域社会に対する企業の社会的責任が厳しく問われた。地方自治体・地方警察の不正経理問題についても同様のことが言える。

現場の従業員や役人も自らの生計を第一に考える限り、上司の方針・指示に逆らえず、こうした不正行為に巻き込まれてしまうこと

も少なくない。内部告発は、それがいくら法律・道徳上の公正さを指摘するものだとしても、多くの場合、組織やその成員に対する裏切りととられ、告発者は左遷や退職要求などの報復的な懲罰を受けることになる。にもかかわらず、企業・行政による事実の隠蔽工作が露見する事例が以前に比べて増えているのは、やはり内部告発が増えているからであろう。

雪印食品が豪州産牛肉を国産と偽り、BSE対策の在庫牛買い取り制度を悪用した事件は、倉庫会社社長の告発で明るみに出た。東京電力の事件も通産省（当時）への内部告発文書が発端になったし、三菱自動車のリコール隠しも運輸省（当時）への匿名の電話がもとで発覚した。浅田農産の場合、京都府の保健所へ匿名通報があった。北海道警の不正経理疑惑でも、内部調査では疑惑解明はできなかったが、旭川中央署元署長が記者会見を開いて、捜査用報償費・捜査費による裏金作りについて証言した後、北海道警内で実名により証言が続いた。さらに、警察の不正経理について匿名告発が各地で相次いだ。他方、三十八都道府県警で保存期限前の会計文書を廃棄・紛失したことが判明した。これらはすべて内部告発・証言がなければ露見しなかった事件である。ほとんどは匿名だが、それでも内部告発は企業・行政の内部浄化に役立っていることは確かであろう。

だが、内部告発が増えたのは、従業員・役人のモラルが急に向上したからとも思えない。先に見た事例のほとんどで内部告発・通報は匿名だったのだから、本心に公益や公正の観点から行なわれたのかと疑わしくなる。むしろ、個人の組織への帰属意識が低下した結果、内部告発が行なわれやすくなったのではないか。従業員の企業への忠誠心や愛着が弱まれば弱まるだけ、組織や経営者が隠蔽しようとする経営上の不正を外部へ密告する際の後ろめたさや裏切りの

意識などの、内部告発に対する心理的抵抗感は希薄になっていくはずだ。その場合、自分の匿名性を維持できるか、実名でも公益通報者保護制度により自分の利益が法的に保護されるという条件が整うならば、内部告発はなおいっそう容易になる。

### 3 フリーターの弱い個人主義の台頭

問題は、ではなぜ従業員の会社への帰属意識は低下したのかという点だ。一言で言えば、バブル崩壊後の長期不況において、経済環境と日本型企業システムが大きく変わり、こうした経済的・組織的制度変化が社員の会社への同一化をもちや不可能にしたからだ。

一九八〇年代まで、日本企業は終身雇用・年功序列型賃金、企業別労働組合、ジョブ・ローテーション、多能工化、メインバンク制、グループ企業間の株式相互持合といった諸特徴を備えた会社主義的な共同体として機能していた。こうした日本型会社システムは、欧米企業と比較して高効率と高品質を実現した。メインバンク制と終身雇用制は機械工業を中心に国際市場を拡大し、製品の品質を高めるうえで、相互補完的であった。品質向上のための従業員間の連携を可能にするには、関係依存型の人的投資が必要だが、終身雇用制とインセンティブ効果の強いボーナス中心の賃金体系はそれに貢献したわけだ。しかし、バブルが崩壊した後の平成不況では、こうした特徴はかえって不況脱出の足かせになった。というのも、債務危機に陥った企業がリストラを行ない、累積債務の返済を早めに行なうことを困難にしたからである。このため、債務危機は深刻化した。メインバンクが資金援助を停止すれば、企業は沈没してしまう。そして、デフレ・スパイラルが深刻化する中で、以上の諸特徴ははたに弱まる一方、市場における競争が激しくなり、組織内の能力主

義が重視され、リストラや失業が増加した。その結果、人々は会社組織における人間関係ではなく、自己のお金や能力や資格を頼みとするようになった。こうして、「失われた十年」の中で、徐々に個人主義が強まり、会社主義という名の共同体主義は弱体化したのである。

とはいえ、日本では、完全能力主義や年俸制を採用する企業はまだ少数であつて、アメリカのように、頻繁に転職しながらキャリアと年俸を積み上げていくといった職業上の習慣も形成されていない。この十年間で顕著に見られたのは、アメリカ型ジョブ・ホッパーの増加よりも、むしろ日本型フリーターの激増であつた。若年フリーター数とフリーター率<sup>★02</sup>は、一九九二年、一八二万人、一〇・一％だったが、二〇〇一年には四一七万人、二二・二％へと倍増した（内閣府『平成15年版国民生活白書』）。この間、フリーターが最も多い世代が二十歳代前半から二十歳代後半へシフトしただけでなく、三十歳代のフリーターが増加するなど、フリーターの高年齢化も進んでいる。フリーターは、正社員としての就職、終身雇用を避け、自由で多様な働き方をする若者であると考えられてきたが、近年の実態を見ると、フリーターは低学歴・年少層に多いし、特定の企業に帰属しない自由を意識的に選択した結果とはかならずしも言えない。先の見通しを立てないままフリーターとなった「モラトリウム型」（四七％）、正規雇用を志向しながらもやむをえずフリーターとなった「やむをえず型」（三九％）が大半で、何らかの明確な目標を持ったうえで生活の糧を得るためフリーターとなった「夢追求型」（二四％）はほんの一部でしかないからだ（大都市の若者の就業行動と意識）『調査研究報告書No.146』、日本労働研究機構、二〇〇一／<http://dl.jil.go.jp/cgi-bin/jsk012?smode=dl&sp&detail=E2001120016&display=1>。個人

主義は確かに傾向として強まっではいるが、それは、自分の夢や希望を達成することを明確な目的とするものではなく、あくまで意思決定をとりあえず先延ばしにする、時代や状況に強いいられているといった消極的な性質のものである。これを、強固な意志や信念を持った個を前提とする「強い個人主義」と対比して、「弱い個人主義」と呼んでおく。これはネット社会における個人のあり方に密接に関わっているのだ。

このように、これまでの組織と個人の関係は変化しつつある。組織的な抑圧からは逃れながら、市場では相互に同調し合い、群れながら、フリーターの弱い個人主義がさまざまな産業・行政部門へ広く浸透していく過程で、個人の組織への帰属意識と組織の求心力が低下し、不正の内部告発が発生しやすい状況が形成された。この弱い個人主義の特徴の一つは、それが匿名性を前提とするところにあるように思う。この点をさらに、顕名と匿名の違いから考えよう。

#### 4 顕名と匿名——「Winny」[ウィニー]

去る五月に、ファイル交換ソフト「Winny」を開発した東大大学院助手金子勇氏（47氏）が京都府警に逮捕された。府警は昨年十一月、「Winny」を使って映画やゲームソフト等の著作物のファイルを違法に交換していた二名を全国で初めて摘発した。今回の逮捕容疑は、そうした著作権法違反の行為を補助したというものだ。開発者の金子氏は情報処理工学が専門で、自分の専門知識を駆使して開発したソフトウェアについて刑事責任（著作権法違反補助）を追究されたわけだ。ファイル交換ソフトのユーザーではなく、何の経済的利益も得ていない、その開発者が逮捕されたのは世界でも例を見ない。これは、ファイル交換ソフトのみならず、オープンソースソ

フトウェアやフリーソフトウェアの開発リスクを高め、その開発意欲を損う結果になりかねないとも言われている。

「Winny」とは、中央サーバーを経由しない純粋なP2P型ソフトで、ユーザーが所持するファイル・リストなどの情報はユーザー間でバケツリレー式に転送される。しかも、送受信されるファイルは高度に暗号化されており、どのユーザーがどのファイルをアップロードしないダウンロードしているかを特定しにくいいため、ユーザーの匿名性も高い。無論、開発者は違法コピーの容疑で先に逮捕された二名のユーザーを直接知らないはずだ。

金子氏は、音楽・映画・写真ファイルの違法コピーを大規模に流通させることを目的に「Winny」を開発すると「2ちゃんねる」で公言したという。もしそれが事実だとしても、それで倫理責任はともかく、刑事責任が問えるとは思えない。

一般に、技術は常に悪用の危険がある。「Winny」の提供が著作権法違反補助となるなら、すべてのファイル交換ソフトにも同様の可能性が生じる。この論理を援用するならば、殺人に使われた銃の生産者も殺人補助に問われてしかるべきだし、原爆の原理を解明し、その開発に携わった科学者たちが大量殺戮へ荷担した法的責任こそ真っ先に問われてよいはずだ。こうした兵器は人を殺傷することにしか使えない技術なのだ。一方「Winny」は善用が可能であつて、実際、著作権フリーの合法ファイルを「Winny」で共有しようとする運動が起こっている★03。

「Winny」開発者の逮捕の是非をこれ以上論じるつもりはない。ここでは、むしろ「Winny」が実現した、あるいは実現しようとした匿名性が一体何を意味するのかについて考えたい。ユーザーやその利用実態を割り出しやすい「WinMX」など他のファイル共有ソ

フトが著作権侵害などによる逮捕者を出す中で、「Winky」がそのユーザの数を劇的に増やしたのは、それ以前のP2P型ファイル交換システムよりも匿名性を高めたからだ<sup>★04</sup>。そして、「Winky」が実現した匿名性は、著作権侵害などの違法行為を行なうための隠れ蓑として利用されたのもまた事実である。「Winky」は現行の著作権制度（私有制）に対するアングラの抵抗だと言っているが、ユーザ数が多かったので警察も逮捕に踏み切ったのだらう<sup>★05</sup>。

匿名性には肯定的な側面が多くある。まず、匿名性は個人のプライバシーを保護するために必要なものだ。性格、嗜好、趣味、履歴などの個人情報には他人に知られたくないものもある。それを隠すために匿名性が利用される。集計した統計的データを保険事業や学術研究などに利用するとき、個人情報は不必要なので、(情報の信頼性という問題を除けば)アンケートは無記名でかまわないはずだ。また、取引情報を記録として残さないために現金が使われる。さらに、個人が組織の不正行為を内部告発する場合、身元がばれてしまうと、組織的な報復を受ける恐れがある。しかし、匿名にすれば内部告発者を特定できないから、不利益を被らないですむ。このため、匿名性は内部告発を促進し不正浄化に寄与すると、ひとまず考えられる。これは、「2ちゃんねる」のような匿名掲示板にも期待している肯定面である。

しかし、匿名による告発・通報の場合、その真偽を第三者が吟味し、判断しうるための手続きがまったく存在しないことが根本的な問題である。匿名の告発者は、提供した情報の真偽について立証責任を問われない立場に身を置いている。このため、その証言は、虚偽や歪曲情報を含む可能性が高く、信頼性や証拠能力が低いと考えられる。通常、事情に通じていない外部者はその真偽を判定しえな

いだから、内部告発に対する反論は組織内部の別の個人からなされるほかない。しかし、その反論に再反論する匿名者が元の証言者と同一主体であることを証明する手段は通常存在しない。そもそも、匿名的内部告発者は架空の人物ですらありうる。例えば、企業Aの競争相手である企業Bの経営者が企業Aを追い落とすために、企業Aの社員になりすまして虚偽を含んだ匿名的告発を行なうということも考えられるのだ。一般に、匿名的言説はこういう対話と弁証を通じて言説を正当化するための手続きを持つていない。顕名的証言では、自分が実在の個人であることをまず明らかにすることであり、自らの証言に対して他からの反論を受け付けうる条件を満たす。つまり、実名を付すことで自らの証言をまず反駁可能(credible)にし<sup>★06</sup>、そうすることで、他からの反論に対して自らの名において再反論しうる権利を獲得する。これが、証言者の責任⇨応答可能性(responsibility)にはかならない。だが、匿名的内部告発はこうした応答責任を端から放棄しているのではないか。

そして、この放棄には倫理的問題も含まれる。そこには、自己の行為が連鎖的に帰結する「意図せざる結果」に対応することを予め回避しつつ、それが相手に与える負の効果のみを手取り早く獲得しようとする功利主義的なエゴイズムが露呈している。匿名性は、たとえ情報提供のために有効だとしても、倫理的に許容しがたいのは、それがあたかもコンピュータ上でミサイルの照準を合わせ、ボタン一つ押せば相手を殺傷・破壊しうるにもかかわらず、自分は決して攻撃されない絶対安全な場所にいるというような、現代ハイテク兵器を持つ卑劣さに酷似しているからだ。

イラク人質事件のケースもそうだ。人質となった三人やその家族に対して、「2ちゃんねる」などの匿名掲示板や電話で、口汚く罵

る、嘲る等の悪質な誹謗中傷が行なわれ、中には、名誉毀損、プライバシーの侵害に相当する書き込みすらあった。匿名によるバッシングは、加害者がまったくわからないため妄想が膨らみ、被害者の精神的苦痛は実名の場合以上に高まる。しかし、人々は、自分らがいかに卑怯であるかを自覚していないように思える。

経済学者アダム・スミスは、人は利己的だけでなく、同感(sympathy)を持ってなければ公正な交換は成立しないと述べた。「同感」は、単なる憐れみや博愛心のような自然な感情ではなくて、想像において当事者の立場に身を置くとときに感じる道徳感情である。しかし、応答責任を放棄する匿名的発言は、こうした立場の交換をまったく不可能にしている。いわば、「匿名性」とは、その種の道徳性・倫理性が生じえないような(架空の場所)のメタファーである。そこから、たとえ多量の情報や物語が生成するにしても、それは果てしない記号の戯れにすぎず、その真偽を問うこと自体不可能だ。したがってそこに固有成性を持つ他者との倫理は存在しえないのだから、主体間の連帯や信頼、それらを基盤とするコミュニティもコモモンズも生まれない。

また、内部告発がまったくリスクも不利益も負わない行為である限り、たとえ告発内容が真実であったにしても、その動機にプライバシーヴェートな利益や感情が入り込みやすい。例えば、自分を評価しなかった上司や会社に対して仕返しをするために、匿名で内部告発をするということはありうるだろう。先に見た事例でも、このような私怨がらみのものが含まれていないとは言えない。

およそ以上のような点が、匿名性の問題である。もちろん、「Winy」と同じく、「ちゃんねる」もまた善悪も悪用も可能な技術である。しかし、現実には、匿名空間は無責任なうわさの流布、

扇動、いやがらせ、誹謗中傷などを行なうユーザーの隠れ蓑になりうるから、悪用されることが多い。そして、一旦そのようなものとして機能しはじめると、怨み、憎しみ、怒り、妬み、蔑みなどさまざまなマイナス感情の奔出に歯止めが利かなくなり、それらが加速度的に自己増殖していく。少なくとも、それは、人間が抱える闇を極度に増幅する装置になることを自覚しておくほうがよい。

もちろん、匿名だからといって常に問題が生じるわけではない。例えば、学術誌における論文審査では、匿名的審査の方法が採用されている。審査委員がその論文の著者を特定できると、著者との人間関係や利害関係が審査員の評価に影響を与えてしまうので、審査委員には論文の著者名を伏せて審査させる。その場合でも、審査委員会は著者を認識しているので、審査委員の質問があれば、これに対して著者に回答させることができるものの、そのときもやはり著者に対して審査員は匿名的になっている。それがわかると、相手に気に入られるような答え方をすることができなくなる。これは、できるだけ公正無私な審査ができるよう工夫された制度である。この例のように、匿名の利点を生かしつつ、双方方向の対話や情報の真偽判断を可能にするようなシステムは可能であろう。ただし、そのためには完全にアナーキーな匿名空間ではなく、いくつかのオークション・サイトにおけるように、個々のユーザーの実在性を保証しつつ、コミュニケーションの相互調整をはかるためのルールや工夫を組み込んでおく必要がある。あるいは、匿名のウェブブログ(blog/通称ブログ=blog)で、取り上げる話題や主張の一貫性、リンクの張り方によって、著者の実在性を部分的に保証し、その固有性を表現するというやり方もありうる。とはいえ、この場合でも、著者が実際には複数ないし架空の人格であったり、提示される意見

も単に他人の意見のコピペにすぎなかったりということもありうるが、それを見破るのはそれほど簡単ではないだろう。

他方、北海道警の裏金作りにおける記者会見での証言のように、匿名性を前提にするならば、組織の内的不正の暴露、社会的公正の回復といった公共の利益を目的とするものであることはいっそう鮮明になる。というのも、自分の実名を開示することは、組織による報復、反駁者の反論などの不利益が生じる可能性があるため、告発者がそのようなリスクをあえて冒すことができるのは、損得勘定ではなく正義や良心に基づいて行動する場合であろうと考えられるからだ。だから、匿名性は、理念的な正しさを対話的に追求するための要件だと言える。公益通報者保護制度が内部告発者を法的に保護することができれば、顕名的な証言や告発はより容易になるだろう。

#### 5 ポト今アップでもトフダウンでもなく 個人とコミュニティの多対多のループ

「Napster」は大手レコード会社から起こされた著作権侵害訴訟によつて廃業に追い込まれ、買収されたシステムは結局、オンデマンド型音楽配信のために利用されることになり、この「改心」によつて、マックの「iTune」と同じようにドルや円による課金を始めた。今回の「Winny」の事件で、もしP2P型ファイル交換システムが廃れてしまうならば、この方向はさらに加速され、音楽・映画・写真ファイルの課金システムが支配的となるだろう。知的所有権と著作権が幅を利かせ、「フリー」「オープン」そして「コモンズ」共有の理想はつかの間の夢にすぎなかったことになる。一体これでもいいのだろうか。

「Winny」的P2Pのネットワークでは、ユーザー同士がお互いに匿名的であるだけではない。プログラマーとユーザーも匿名的で

ある。しかし、匿名的ネットワークでは、例えば、同じ自動車に乗っているユーザー・グループの結びつき以上の関係は成立しがた。大多数のユーザーはファイルをひたすらダウンロードし、それに対して何も提供しない無責任な人々だ。このようなフリーライダー（ただ乗り）のために、無償でコードを書いたプログラマーが逮捕されるといふ憂き目に会った。それなのに、「Winny」をタダで使ってきた百万人のユーザーは、蜘蛛の子を散らすように逃げていった。少なくとも、私にはそうとしか見えなかった。幸いなことに、その後、知人のプログラマーたちが金子氏を支援するためのサイトを立ち上げ、彼らが中心になって支援のための寄付が集められた（★07）。しかし、大多数のユーザーたちは知らんぷりを決め込んで

いる。もちろん、ユーザーの中には、自主制作の音楽や映画などの流通に利用するなど「Winny」の善用を模索している人々もいる。これに私は賛成だが、より根本的な問題は、「Winny」が匿名的なフリーライダーに深く侵されているだけでなく、著者の設計思想も匿名性の方向へ走りすぎてしまったのではないかとということだ。匿名性が高ければ高いほどフリーライダーが進入してくるので、コモンズにとつて利益はきわめて少なくなる。だから、フリーライダーが圧倒的に増えれば、やはり「コモンズの悲劇」が起こるはずだ。これはもちろん「Winny」だけの問題ではなく、フリーソフトウェアに関わる人々全体の問題だ。ローレンス・レッシグ『コモンズ』における、知性を終端に置くべきだとするエンド・ツー・エンド（e2e）の考え方をいさか拡張するとすれば、一番の末端には社会的知性としての「倫理」を備えた人間、つまり、単なる受動的消費者フリーライダーではなく、創造的生費者プロシューマーにつながる

ほうがいい。それでこそ、コモングが創造的に共同利用されるし、その結果として「コモングの喜劇」を見ることできるだろう。

インターネット本来のP2Pのボトムアップ型の思想を生かすためには、コモングとコミュニティを再生する必要がある。そのためには、P2Pネットワークのピアたちを匿名的なものから顕名的（実名的）なものへ、個人主義を弱いものから強いものへと置換しなければならぬ。それと同時に、インターネットに通貨の媒体を導入すること、フリーライダー問題を克服する必要がある。

具体的には、P2Pネットワークとネットコミュニティ通貨（ネット上の地域通貨）を結びつけることで、前者に顕名主義（実名主義）を導入して、コミュニティのメンバーとしてユーザー間に信頼と連帯を形成し、「共有」という美名の下で行なわれている「贈与」（ただ乗り）を、地域通貨で対価を支払う互酬の交換へと置き換えていく。

ネットコミュニティ通貨「Q」[★08]では、参加時に本人確認書類の提出を求め、ネット上での顕名性（実名性）を確保したうえで、会員として参加してもらっている。Q用システム「Winds\_q」では、各会員はあらゆる取引情報（金貨取引履歴や残高など）を相互に参照できる。「Winny」で自主制作による著作物（音楽、映画、書籍）を共有しても、著作者は名誉と評価以外の対価はもらえないが、Q対価で販売するならば、それで得たQを他の商品（食品、農作物、古本など）に使える。それは、まだ円市場では売れない「無名」(匿名ではなく)の人々にもチャンスを与える、ネットコミュニティ通貨のフリーマーケットだとも言える。アレシボ電波望遠鏡のデータの解析を参加者のパソコンのスクリーン・セーバー上で解析させているSETI（地球外的生命探査）は、パソコンの未使用メモリーなどを使って大規模な計算をさせている。このようなプロジェクトもユーザーに

「ただ乗り」していると言える。しかし、空き資源の利用対価としてQを支払っていくようにすれば、フリーライダー問題の解消になる。利用するファイル交換システムは「Winny」に限る必要はないし、コミュニティ通貨システムもQに限る必要はない。個人は、さまざまな特性を持つ多数のシステムや通貨を同時に使い分けていけばよい。

これは、複数のファイル交換ソフトと複数のネットコミュニティ通貨ソフトを統合することによって、地球中のユーザーが自由にファイル交換を行なえるグローバル諸通貨市場をネット上に形成していくことである。オープンソースやフリーソフトウェアの世界でプログラマーとユーザーが本当にネットコミュニティを形成したいと考えるならば、ソフトの使用対価としてネットコミュニティ通貨を使用するのが自然である。プログラマーの一定の時間や労力が注ぎ込まれているのだから、ソフトは決して「タダ」ではなく、何らかの対価を支払うべきなのだ。ただし、それはもはやドルや円などの国家通貨でなくてもいいし、したがって、交換が起こる空間が通常の市場である必要もない。

フリーソフトウェア・P2Pが目指した共有・分散原理の実現は、国家や市場が前提とする制度やルールとは異なるタイプの制度を要求している。それは、ボトムアップ的に個人から組織が形成されるものでも、トップダウン的に組織が個人を拘束するものでもない。多数の自律した個人がメディアを共有しながら多数のコミュニティに帰属しつつ、その多数のコミュニティのメディア間の諸関係を通じて多数の個人が紡ぎ出されるような、個人とコミュニティの多対多のループ、つまり、多重ネットワークである。

註

★01—<http://www.state.gov/secretary/m/31489.htm>

★02—若年フリーターとは、学生・主婦を除く十五～三十四歳人口のうち、正社員でない雇用者(アルバイト、パート、派遣・契約社員等)、あるいは無業者で就業を希望している非就業者、フリーター率とは、学生・主婦を除く十五～三十四歳人口に占めるフリーターの割合。

★03—「Winnyで合法ファイルの共有を」(<http://www8.tok2.com/home2/wg/>)。

★04—コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)と日本レコード協会(RIAJ)が四月に行ない、六月二十八日に公表した「ファイル交換ソフトの利用実態調査によると、同ソフトを「現在利用」しているユーザーは約九四万九〇〇〇人、過去利用ユーザーは約一四五万七〇〇〇人、合計約二四〇万六〇〇〇人が利用経験者と推定した。

★05—しかも、そこにウイルスが絡んでくるので、問題はいつそう継続している。「Winny」ユーザーであった京都府警捜査のコンピュータが、個人情報情報を自動的にネットワーク上へ流出させるウイルスに感染したため、実名人り捜査情報が漏洩してしまったと言われている。「Winny」は著作権侵害のみならずプライバシー侵害も「帮助」したということになるが、問題は、開発者の意図や動機に関わりなく「Winny」がそのように現実的に機能してしまったということだろう。「Winny」の特性上、そうした情報を誰が取得したかを知るためには、暗号化されたファイルの解読する必要がある。詳細は不明だが、こうした警察の極秘情報が匿名空間で勝手に共有されてしまったため、「Winny」の暗号技術を解読する必要があるが生じ、それが「Winny」のユーザーや開発者の逮捕につながったのかもしれない。

★06—これは、ポパーの反証可能(falsifiable)とは異なる。ある言明や命題が科学として資格を持つかどうかを問うとき、検証可能性(主張している命題が、事実により真であることと立証できること)や反証可能性(主張している命題が、事実により偽であることと立証できること)が基準になると広く考えられてきた。この考えに基づけば、もしある言明が普遍的真理を体現するのであるならば、それを誰が提唱するかは無関係であつて、匿名者でもよいということになるはずだ。しかし、ここの議論に基づくならば、匿名者が提示する言明は反証可能でも応答可能でもないから、科学的言明にはなりえないことになる。つまり、顕名性(実名性)は科学にとって十分条件ではないが、必要条件である。科学的言明とは、いわば振出人の名を記した個人小切手のようなものであるかどうかであり、振出人が空白(匿名)である手形は誰も受けとらないはずである。また、振出人が実在しないとか、偽名や仮名であることが判明した場合もそうだ。振出人が信用力ある人物かどうかを吟味するのはその後でしかない。そうして、ひとたび受けとられた小切手は、裏書人の数が増えるにつれて、その信用力を増し、流通しやすくなる。科学の客観性も個人の責任を可能にする実名なくしては担保しえない。実際、諺・迷信や民話・説話とは異なり、プロレマイオスの天動説にしても、アインシュタインの一般相対性理論にしても、提唱者の名前が付されていない科学的な命題や理論というものは存在しない。

★07—金子勇氏を応援する会(<http://freekaneko.com/>)、47氏を応援するページ(<http://www.help47.net/>)。

★08—Q-project(<http://www.q-project.org/>)。

にしべ・まこと——1962年生まれ。進化経済学。経済学博士。北海道大学大学院経済学研究科助教授。著書=『市場像の系譜学——「経済計算論争」をめぐるヴィジョン』(東洋経済新報社)、『地域通貨を知らう』(岩波書店)、『進化経済学のフロンティア』(編著、日本評論社)。監訳=ジェフリー・ホジソン『進化と経済学』(東洋経済新報社)。